

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○交通安全対策特別交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令  
(総務八九)

### 〔告 示〕

○日本国に帰化を許可する件  
(法務一七二)

○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示 (外務三九一)

○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件  
(農林水産一七九五)

○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件 (防衛二〇〇)

○道路に関する件  
(九州地方整備局九三)

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

内閣 法務省 農林水産省 最高裁判所

### 〔叙位・叙勲〕

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

### 労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について  
(厚生労働省)

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(同)  
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示  
(北海道地方交通審議会、東北同、中部同、四国同、沖縄同)

### 〔公 告〕

### 諸事項

### 官庁

押収物還付、財団、有権者申出方、公示送達、金融商品取引業者の営業所の所在地の確知等関係

### 裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係

### 特殊法人等

企業年金基金清算結了・清算人退任関係

### 会社その他

## 省

## 令

### ○総務省令第八十九号

交通安全対策特別交付金等に関する省令(昭和五十八年政令第四百四号)第四条第八項の規定に基づき、交通安全対策特別交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和二年九月十七日  
総務大臣 高市 早苗

交通安全対策特別交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令(昭和六十二年自治省令第十三号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(改良済道路の延長の算定) 第二条 令第四条第八項に規定する改良済道路の延長は、当該年度の初日の属する年の前年の三月三十一日現在において国土交通省が行った道路施設現況調査による規格改良済延長の数値とする。この場合において、算定した数値に一キロメートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。	(改良済道路の延長の算定) 第二条 令第四条第八項に規定する改良済道路の延長は、当該年度の初日の属する年の前年の四月一日現在において国土交通省が行った道路施設現況調査による規格改良済延長の数値とする。この場合において、算定した数値に一キロメートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

### 附則

この省令は、公布の日から施行し、令和二年度分の交通安全対策特別交付金から適用する。